

第1 土壤汚染対策法の概要

1 目的 (法第1条)

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としています。

2 特定有害物質 (法第2条)

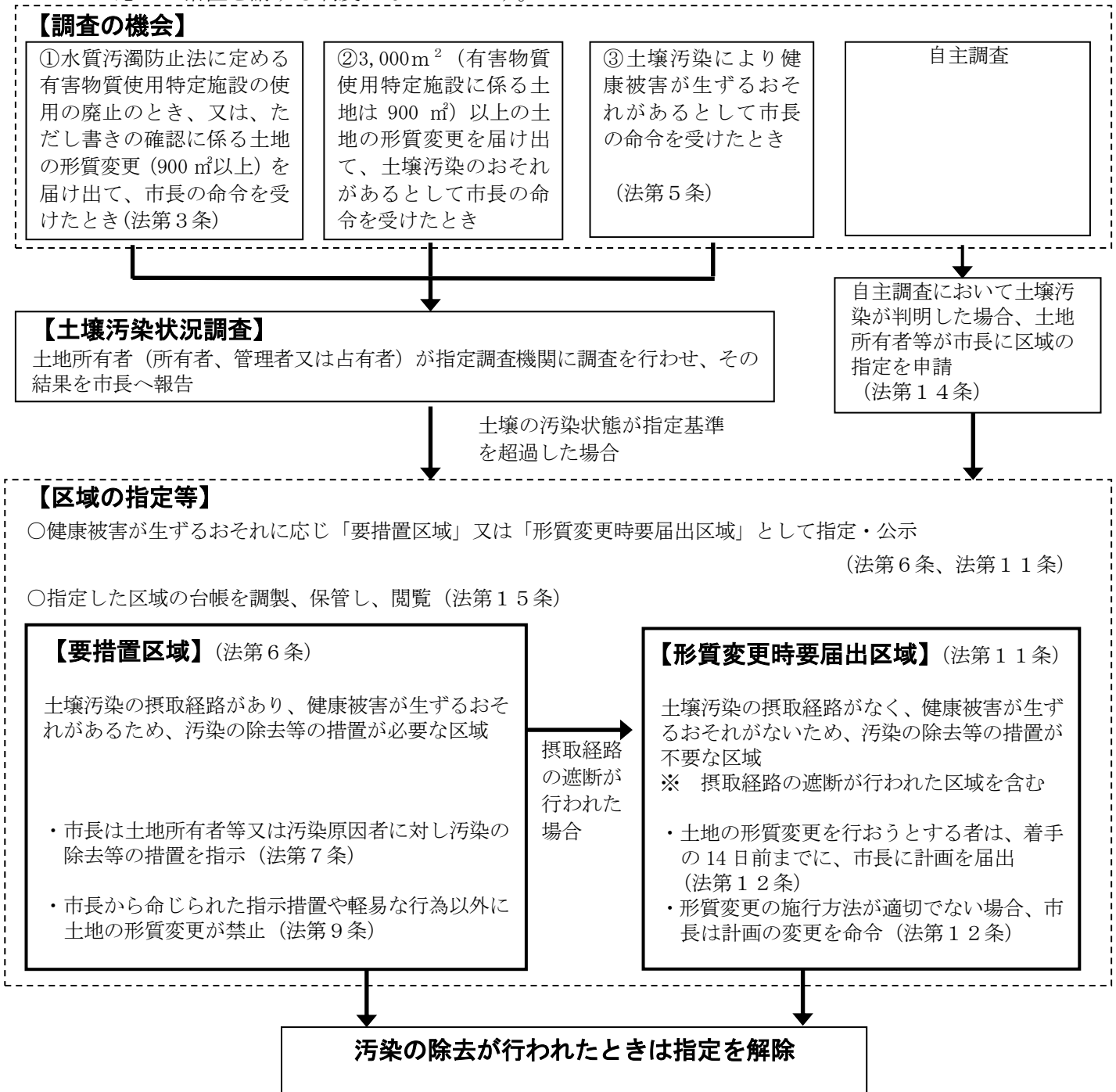
鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康被害を生ずるおそれがあるもの26物質を示します。

分類	特定有害物質の種類	指定基準		第二溶出量基準 (mg/L)	地下水基準 (mg/L)
		土壤溶出量 基準(mg/L)	土壤含有量 基準(mg/kg)		
第一種特定 有害物質 (揮発性 有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.02 以下	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.02 以下	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.04 以下	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	1 以下	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.4 以下	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.02 以下	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.2 以下	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	3 以下	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.06 以下	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下	0.01 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.1 以下	0.01 以下
第二種特定 有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.09 以下	0.003 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	1.5 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離イオンとして)	1 以下	検出されないこと
	水銀及びその化合物 うちアルキル水銀	0.0005 以下 検出されないこと	15 以下	0.005 以下 検出されないこと	0.0005 以下 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下	24 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下	30 以下	1 以下	
第三種特定 有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	0.03 以下	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.2 以下	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.06 以下	0.006 以下
	PCB	検出されないこと	—	0.003 以下	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	1 以下	検出されないこと

※自然的原因により有害物質が含まれ、基準を超える土壤についても法の対象として取り扱います。

3 制度の概要

土壌汚染による環境リスクの管理として、土壌汚染に係る土地を的確に把握するため、汚染の可能性のある土地について、一定の機会をとらえて、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査を行い、環境リスクに応じた措置を講ずる制度になっています。



汚染土壌の搬出等に関する規制(法第16条～法第28条)

(19頁)

- ・要措置区域、形質変更時要届出区域内の土壌の搬出を規制(着手の14日前に届出(法第16条)、計画の変更命令、運搬基準・処理基準に違反した場合の措置命令(法第17条～第19条))
- ・汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務(法第20条)
- ・汚染土壌処理業の許可制度(法第22条～第28条)

第2 土壤汚染状況調査（法第3条、第4条、第5条共通）

土壤汚染状況調査は、土地を所有等する権原に基づき、土地の所有者等が自らの土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況を把握するものとして実施します。

① 土地の所有者等

土地の掘削等を行うために必要な権原を有する、土地の所有者が該当します。なお、土地が共有物である場合は、共有者のすべてが該当します。

【土地の所有者以外の管理者又は占有者が該当する場合の例】
所有者が破産している場合の破産管財人、土地の所有権を譲渡担保により債権者に形式上譲渡した債務者、工場の敷地の所有権を既に譲渡したがまだその引渡しをしておらず操業を続けている工場の設置者等

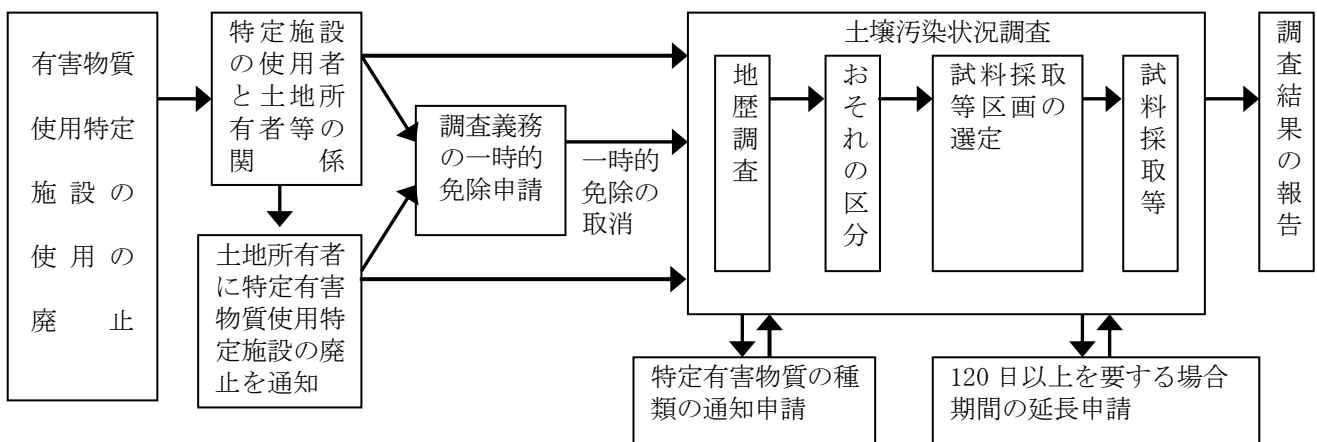
② 調査の実務者

土壤汚染状況調査は、土地の所有者等が環境大臣の指定を受けた者（「指定調査機関」といいます）に依頼して行います。指定調査機関は、環境省のホームページに記載されています。

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/water/dojo.html>

1 有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法特定施設）の使用の廃止のとき（法第3条）

使用が廃止（施設の使用をやめるか、又は施設の使用は続けるが特定有害物質の使用をやめる時点）された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の特定施設であって、特定有害物質を製造・使用・又は処理するもの）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等であって、有害物質使用特定施設を設置していたもの又は市長から通知を受けたものは、土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に調査させて、その結果を市長に報告しなければなりません。



(1) 調査結果の報告期限（法第3条、規則第1条）

調査の義務が発生した日から起算して120日以内に報告を行ってください。報告期限内に報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、申請により、期限を延長することができます。

区分	報告期限	報告様式
①土地の所有者等が当該有害物質使用特定施設を設置していた者である場合	使用が廃止された日から120日以内	様式第1
②市長から有害物質使用特定施設の使用の廃止の通知を受けた場合	市長からの通知を受けた日から120日以内	様式第1
③法第3条第1項ただし書の確認が取り消された場合	規則第21条の確認の取り消しの通知を受けた日から120日以内	様式第1
④法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の形質の変更を届け出、市長の命令を受けた場合	市長からの命令を受けた日から120日以内	様式第1

※ 「有害物質使用特定施設」は、意図的に特定有害物質を使用等するものに限られ、特定有害物質を微量含む原材料を用いるが当該特定有害物質に対し何らの働きかけをしない施設（例 生コンクリート製造用のバッチャープラント、廃棄物処理施設、下水道終末処理施設 等）は含まれません。

(2) 調査の対象となる特定有害物質（法第3条、規則第3条）

使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質及びその分解生成物のみならず、調査対象地における過去の土壌の汚染の状況に関する調査の結果や特定有害物質の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴を踏まえ、汚染のおそれがあると思料される特定有害物質の種類を対象として調査を行います。

このため、調査実施者（指定調査機関）は、市長に対し、試料採取の対象とすべき特定有害物質の種類を申請することができます。結果は申請後30日以内に調査実施者に通知します。

区 分	提出期限	様 式	添 付 書 類	備 考
特定有害物質の種類 の通知申請 (規則3条1項)	土壌汚染状況調 査において必要 と認める時期	様式第2	調査対象地における土壌の特定有害物 質による汚染のおそれを推定するた めに有効な情報を記載した書類	

※ 「周辺の土地」とは、調査対象地の周辺の土地であって当該調査対象地における汚染のおそれを把握する上で参考となる情報に係る土地のことを示します。

(3) 調査期間延長の申請（法第3条、規則第1条）

(1)の期間内（120日以内）に調査結果を報告することができない特別の事情があると認められるときは、土地の所有者等の申請により、その期限を延長することができます。

区 分	提出期限	様 式	添 付 書 類	備 考
調査期間の延長の申請	特別の事情が あるとき	任 意	特別の事情を示す書面	

【特別の事情の例】

- ①自然災害の発生や気象条件により一定期間は調査が困難であること
- ②土地が広大であり調査の実施に長期間を要すること
- ③建築物をまもなく除却する予定であり除却時に併せて調査に着手することが合理的であること
- ④調査業務についての入札や行政機関による予算支出などの手続に一定の期間を要すること

(4) 調査義務の一時的免除の申請（法第3条、規則第16条）

有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合であっても、当該土地について予定されている利用の方法からみて、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがない旨の確認を受けたときは、その状態が継続する間に限り、調査の実施を一時的に免除することができます。

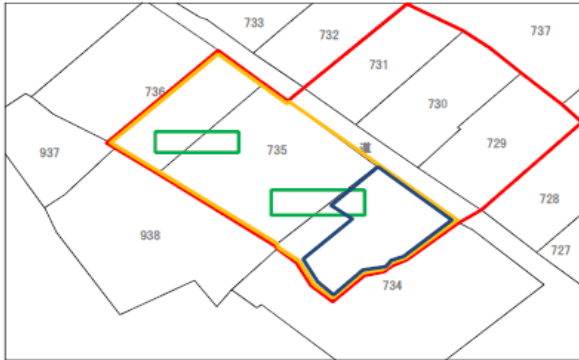
区 分	提出期限	様 式	添 付 書 類	備 考
①土壌汚染状況調査の一時的免除の確認申請 (法3条1項ただし書)	遅滞なく	様式第3	土地の利用方法が確認できる書面	ただし書きの確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付すること。
②所有権の譲渡、相続、合併等により、その地位を承継した場合 (規則16条3項、4項)	遅滞なく	様式第4	地位の承継が確認できる書面	有害物質使用特定施設の設置状況等の情報が適切に引き継がれること。
③予定されている土地の利用方法に変更が生じた場合 (規則19条)	遅滞なく	様式第5	利用方法が確認できる書面	土地利用の方法が調査義務の一時的免除が可能な土地の基準に該当しなくなった場合、市長はその旨所有者等に通知します。(規則21条)この場合、(1)の表中の③に該当し、調査が必要となります。

【調査義務の一時的免除が可能な土地】（規則16条2項）

- ①工場・事業場（関係者以外立ち入りできないものに限る）敷地として引き続き利用される土地
 - ・引き続き同一事業者が管理する土地のすべてを一般の者が立ち入ることのない倉庫に変更する場合
 - ・有害物質使用特定施設を廃止し、新たな施設を設置するまでの間、更地として社内保有し、管理する場合（新たな施設の設置時期は明確であるもの）
 - ・一般の者も立ち入ることができる大学等の敷地については、有害物質使用特定施設が廃止された後に、引き続き同じ大学等の敷地として用いられる土地
- ②小規模な工場・事業場で、住居が一体として設置されており、その住居に設置者が居住し続ける土地
- ③操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地

<添付図面の例>

[平面]



・赤線の範囲:工場用地の範囲

(○市○地729、730、731、734の一部、735、736の一部)

・緑の範囲:使用が廃止された有害物質使用特定施設の設置場所

・橙線の範囲:調査義務がかかっている土地の範囲(工場・事業場の敷地*)

(○市○地734の一部、735、736の一部)

* 「工場・事業場の敷地」とは原則、公道等(私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設も含む。)により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいう。なお、公道等により隔てられていても、特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続され一体の生産プロセスとなっている等、特定有害物質による汚染の可能性がある場合には、隔てられた双方の土地を一の工場・事業場の敷地とする。

※ 赤線の範囲のうち、729、730、731については、工場・事業場の設置者以外の者が管理する土地(道)により外見上隔てられており、かつ、設置施設と特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続されておらず、一体の生産プロセスとなっていない土地。

・青線の範囲:ただし書の確認を受けようとする土地の範囲

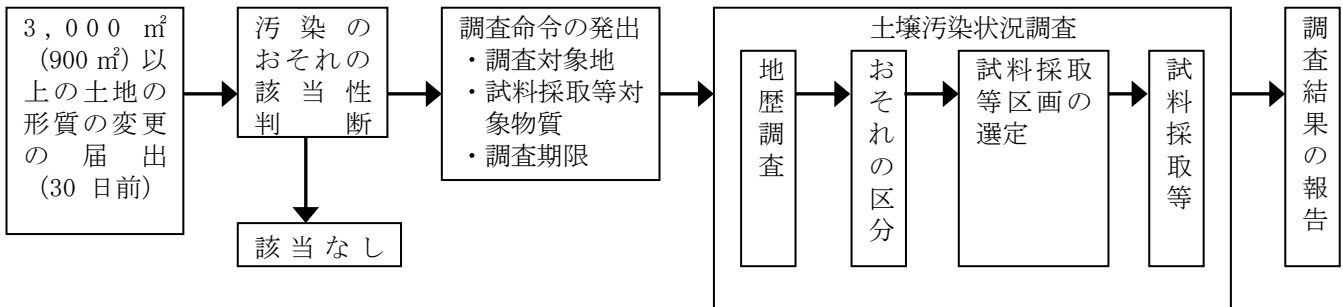
(○市○地734の一部)

※ 青線の範囲は、引続き工場・事業場の敷地として利用され、今後第三者が立ち入らない土地。

2 一定規模以上の土地の形質変更時の調査命令 (法第4条)

土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、形質の変更(土地の形状を変更する行為全般をいいます。)の土地の面積(掘削や盛土)が3,000㎡以上のものをしようとする者は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出なければなりません。なお、この面積は、有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地や、廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地(3条ただし書の確認を受けた土地を除く)については900㎡以上となります。

この届出を受けた場合、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に対し、指定調査機関により調査をさせて、その結果を報告するよう命じます。



(1) 届 出

届出の義務を負う者は、土地の形質の変更をしようとする者であり、施行に関する計画の内容を決定する者です。(例えば、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では開発業者等が該当し、また、工事の請負の発注者と受注者の関係では一般的に発注者が該当します。)

また、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000㎡以上となる場合は、まとめて一の土地の形質の変更として、届け出てください。

区 分	提出期限	添 付 書 類
一定の規模以上の土地の形質の変更の届出書(様式第6)(法4条1項)	土地の形質の変更に着手する日の30日前まで(契約事務や設計等の準備行為を含まない)	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地(1:3000~1.5万程度の縮尺) 土地の形質の変更が行われる範囲を明示した平面図、立面図及び断面図 届出者と土地所有者等が異なる場合、土地所有者等であることを証する書類(登記事項証明書)。ただし、登記事項証明書に限らず、土地の売買契約書、工事における請負契約書又は同意書、公共施設の占有許可証等でもよいです。 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面(掘削部分と盛土部分が区別して表示されていること) 土地利用履歴書 届出された土地の土壌汚染の有無を迅速に判断するため、あらかじめ土地の所有者等に土地利用履歴の報告を求めるもの 工程表 土壌汚染状況調査報告書 既に土壌汚染状況調査を実施している場合は添付すること。

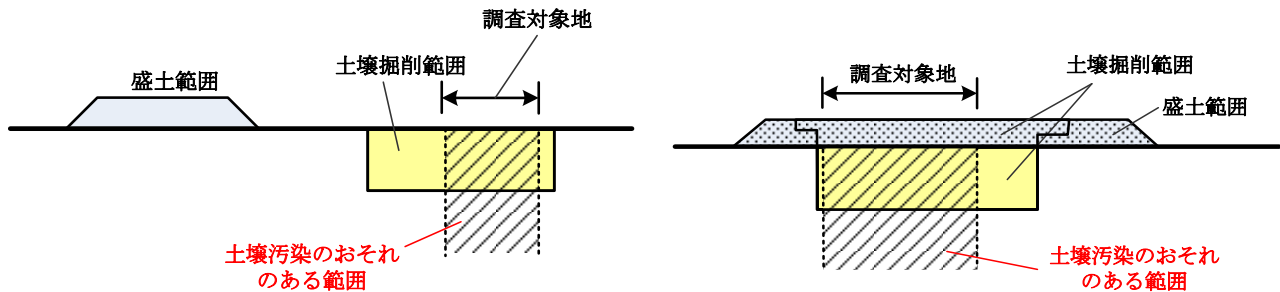
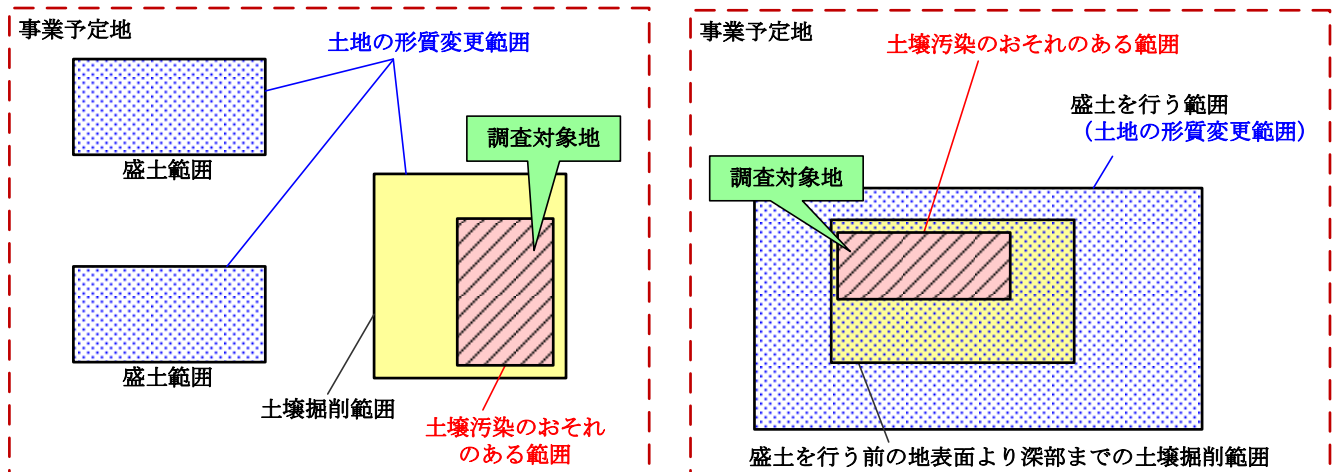
【届出が不要な行為】 (法第4条、規則第25条)

次の①から⑤のいずれかに該当する行為は、3,000㎡以上であっても届出不要です。

- ① イからハのいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。
- ② 農業を営むために通常行われる行為であって、土地の区域外へ搬出をしないもの
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、土地の区域外へ搬出をしないもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

【届出が不要な土地の形質の変更の例】

- ・土地の改変面積は3,000㎡以上であるが、全てが「盛土」である場合
- ・掘削と盛土の面積の合計が3,000㎡以上であるが、最大の深さが50cm未満であって、掘削土は区域内で使用する場合



(2) 調査命令

(1)の土地の形質の変更の届出を受けた場合、「特定有害物質によって汚染されているおそれがある基準」に該当すると認めるときは、土地所有者等に対し、指定調査機関に調査を行わせて、その結果を報告するよう命じます。ただし、届出に併せて土壌汚染状況調査結果を提出した場合は、この限りではありません。

なお、調査の命令の対象となる土地は、土地の形質の変更が行われる土地のうち「掘削部分」であって、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある基準に該当する土地になります。「盛土部分」は、土地が汚染されていたとしても、調査命令の対象とはなりません。

【特定有害物質によって汚染されているおそれがある基準】（規則第26条）

- ① 特定有害物質による汚染が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地
 - (例) 自主調査等で基準不適合が明らかな土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③ 特定有害物質を製造・使用・処理していた土地
 - (例) 過去に有害物質を使用する水質汚濁防止法特定施設が設置されていた土地
- ④ 特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地（環境大臣が定める地下浸透防止措置が講じられている場合を除く）
 - (例) ガソリンスタンド等

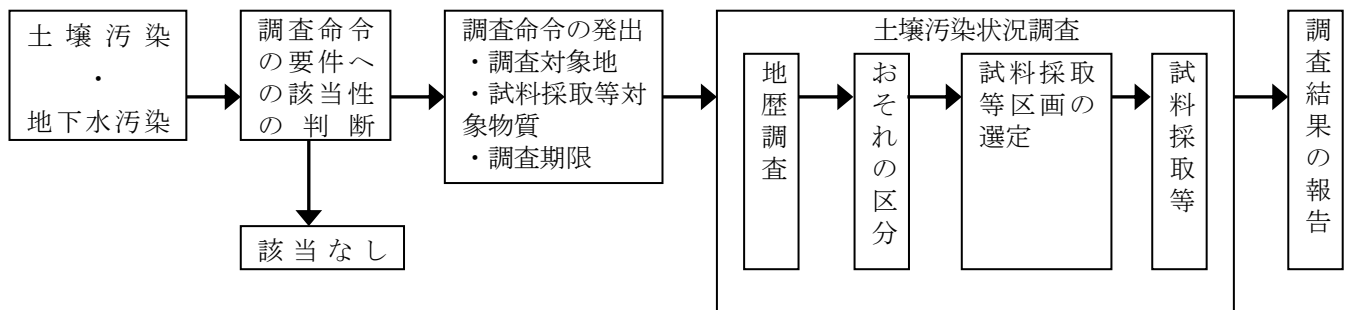
⑤②から④までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合
 (例) 鉱山の敷地であった土地 (鉱業権の消滅後5年経過し、かつ、鉱山保安法の鉱害防止設備がないもの)

(3) (2)の調査命令を受けたときの調査の実施及び留意事項

土地の所有者等は、指定調査機関に調査させて、その結果を市長に報告しなければなりません。なお、調査報告期限は、調査の障害となる構造物のない更地の場合、命令から120日程度が目安となります。
 また、土壤汚染状況調査の結果報告が終了するまでの間、当該土地においては調査以外の土地の形質の変更を行うことのないよう注意してください。

3 健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合の調査命令 (法第5条)

土壤汚染が存在する蓋然性が高い土地であって、かつ、汚染があるとすればそれが人に摂取される可能性がある土地として、調査命令の要件に該当する土地があると認めるときは、土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査を行わせて、その結果を報告するよう命じます。



【調査命令の要件】

Aの要件及びBの要件を満たすこと

Aの要件

次の①～③の要件のうち、いずれかに該当すること

- ① 土壤溶出量基準に不適合で、その土壤汚染に起因して地下水基準不適合又は確実であり、それにより地下水汚染が拡大するおそれのある区域に飲用井戸等あること
- ② 土地の土壤が溶出量基準に不適合のおそれがあり、その土壤汚染に起因して地下水基準不適合で、地下水汚染が拡大するおそれのある区域に飲用井戸等あること
- ③ 土地の土壤が含有量基準に不適合又はそのおそれがあり、その土地に関係者以外の人が入り込むことのできる土地であること

Bの要件

次の①及び②のいずれにも該当しないこと

- ① 法第7条第6項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていること
 (ただし、措置の実施中、又は計画中也含まれますが、調査命令が発出する可能性があることを知った後のものは除きます。)
- ② 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山の敷地であった土地であること

注) 廃棄物最終処分場の跡地が埋立等の終了の後も引き続き一般環境から区別されている場合等であれば、適切に管理されている限り、特定有害物質を含んでいたとしても、調査の命令の対象とはなりません。

なお、非鉄製錬業や鉄鋼業の製錬・製鋼プロセスで副生成物として得られるスラグ等や石炭火力発電に伴い排出される石炭灰等が土木用・道路用資材等として用いられ、かつ、周辺土壤と区別して用いられている場合は、土壤とはみなしません。

第3 土壤汚染状況調査の方法 (法第3条、第4条、第5条共通、規則第4条～第15条)

土壌汚染状況調査の方法は、法第3条、第4条及び第5条とも基本的に同じ方法です。土地の所有者等が指定調査機関に行わせて実施します。

調査の方法は、調査対象地を100平方メートル単位の区画に分割し、調査実施者（指定調査機関）が行う土地の利用履歴等の調査の結果に基づき、各区画を土壌汚染が存在するおそれに応じて3種類に分類し、各区画を分類ごとに定められた方法にしたがって、土壌等の試料の採取及び測定を実施します。

1 情報の入手・把握

調査実施者（指定調査機関）は、調査対象地及びその周辺の土地について、「土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報」を把握し、試料採取等の対象とすべきものを選定します。

【土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報】

- ①調査対象地における過去の土壌汚染状況調査の結果及び土壌汚染の除去や土壌の移動の情報
- ②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等及び貯蔵等の履歴等を踏まえ、汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなった特定有害物質
- ③当該履歴から埋設等、使用等又は貯蔵等を行っていたことが判明した特定有害物質及びその分解生成物等を土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがあると認められる特定有害物質

2 調査対象地・調査対象有害物質の確認及び土壌汚染のおそれの分類

おそれの区分の種類	土地の特徴	例	単位区画ごとの試料採取
土壌汚染のおそれがないと認められる土地「A」	<p>特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地</p> <p>平成26年6月以降に設置された地下浸透防止のための構造等の基準に適合する有害物質使用特定施設がある場所で、点検が適切に行われていることにより特定有害物質が地下浸透したおそれがないと確認された場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山林、緩衝緑地、従業員用の居住施設や駐車場、グラウンド、体育館、未利用地等 ・構造等の基準に適合しているのみでなく、点検記録の確認により試料採取等の対象物質が地下に浸透していないことが確認できる必要がある。 ・汚染のおそれがない土地に分類するのは、防液堤等の地下浸透防止措置が図られた場所のみであり、敷地全体の試料採取等が不要となるわけではない。 	試料採取は行わない
土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地「B」	直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所(就業中の従業員が出入りできるものに限る。)、作業場、資材置き場、倉庫、従業員用・作業車用通路、事業用の駐車場、中庭等の空き地(就業中の従業員が出入りできるものに限る。)、複数の工場棟を有する場合において有害物質使用特定施設と一連の生産プロセスを構成していない工場棟の敷地等 	30m四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち5つの一部対象区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定する(5地点均等混合法)
A及びB以外の土地(おそれがある土地)「C」	土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	<ul style="list-style-type: none"> ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等が行われた土地 ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地 ・上記の施設を設置している土地、当該施設 	すべての当該単位区画において1地点の試料採取

		と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の配水管及び排水処理施設	
--	--	---	--

3 調査対象土地の試料採取地点等

調査実施者（指定調査機関）は、次の分類により10m格子（単位区画）ないし30m格子で試料を採取します。

分類	単位区画・30m格子の状況	試料採取地点	試料採取等の方法	調査の深度
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	Cの単位区画	単位区画ごとにすべての区画の中心地点	土壌ガス調査（地下水の存在によりガス採取できない場合は地下水調査）※土壌ガス調査において特定有害物質が検出された場合には、土壌溶出量調査	土壌ガス調査は地表から概ね80～100cm ※土壌溶出量調査は10mの深部まで（最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さ+1mより深い位置の土壌を採取しないことができる）。
	30m格子内にBの単位区画がある場合で、中心単位区画が調査対象地の場合	中心の単位区画の中心地点		
	30m格子内にBの単位区画がある場合で、中心単位区画が調査対象地でない場合	格子内のBの単位区画のうち1区画の中心地点		
第二種特定有害物質 (重金属等)	Cの単位区画	単位区画ごとにすべての区画の中心地点	土壌溶出量調査及び土壌含有量調査	汚染のおそれが生じた場所の位置(調査義務の契機となった有害物質使用特定施設が設置されていた時点の地表や地下配管の高さ)
	30m格子内にBの単位区画が6以上	Bの単位区画のうち5区画の中心地点		
	30m格子内にBの単位区画が5以下	Bの単位区画すべての中心地点		
第三種特定有害物質 (農薬類)	Cの単位区画	単位区画ごとにすべての区画の中心地点	土壌溶出量調査	同上
	30m格子内にBの単位区画が6以上	Bの単位区画のうち5区画の中心地点		
	30m格子内にBの単位区画が5以下	Bの単位区画すべての中心地点		

- (注) 1 単位区画内で中心地点よりも土壌汚染が存在する可能性が高い部分がある場合、当該地点で試料採取する。
 2 中心地点が急傾斜地である場合や、使用中の構造物が存在し、その構造物の除去が調査後の土地利用に著しい支障をきたす場合等、当該地点において試料の採取を行うことが困難な場合には、同じ単位区画内の別の地点で試料を採取できる。
 3 30m格子で汚染が判明したときは、単位区画で試料採取を行う。
 4 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層（地表から5cmまで）の土壌と、5から50cmまでの深さの土壌を採取し、2種類の深さの土壌の重量が均等になるように混合し、土壌溶出量又は土壌含有量を測定すること。

4 試料採取等の対象となる深さの限定、調査の過程の省略（規則第4条第4項ほか）

最大形質変更深さより1mを超える深さに汚染のおそれがあると認められる場合は、当該汚染のおそれは試料採取の対象としないことができます。その場合は、調査報告の際に報告する必要があります。

また、調査の過程の全部又は一部の省略が認められます。その場合は、第二溶出量基準適合の単位区画を除き第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされます。

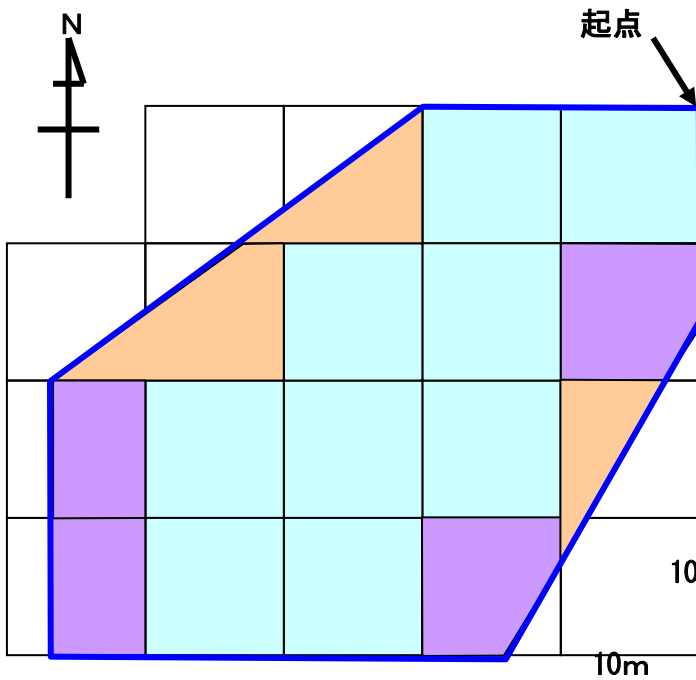
5 分解生成物

第一種特定有害物質の調査にあたっては、分解生成物が含まれ、調査の対象となります。親物質、分解生成物は一式として土壌ガス調査、土壌溶出量調査を行います。

過去の調査結果等で使用履歴が明らかとなった特定有害物質	同左の分解生成物である特定有害物質
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリク

	ロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン
四塩化炭素	ジクロロメタン

<土壌汚染調査の単位区画の設定のイメージ図>



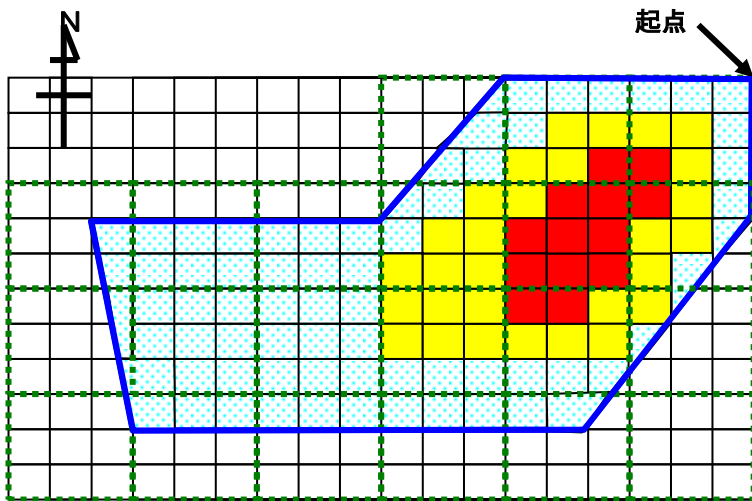
単位区画の設定

調査地域のうち最も北の地点(複数ある場合は最も東の地点)を起点という。
 起点から東西方向・南北方向に10m間隔で区分される区画を基本とする。
 (単位区画という)

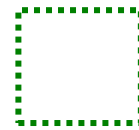
隣接部分との合計が130m²以内かつ1辺が20m以内であるなら隣接区間を合わせて1つの単位区画とすることができる。

設定の一例

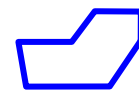
法第4条第2項の調査命令による土壌調査については、掘削箇所のみが調査命令対象地となるため共通する起点を一つ決め、単位区画を設定する。



単位区画 (10m × 10m)



30メートル格子 (30m × 30m)



調査対象地

試料採取地点の設定

調査地域について汚染状況により3段階に分類し調査を行う

- 汚染のおそれのある土地 (■) で示す地点 → 単位区画ごとに土壌調査を実施
- 汚染のおそれが少ない土地 (■) で示す地点 → 原則30メートル格子を単位として土壌調査を実施
- 汚染のおそれない土地 (■) で示す地点 → 土壌調査は行わなくてよい

定義	土壌の第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地
区画の特例	<p>①調査対象地の範囲が900m格子を超えない場合 調査対象地の最も離れた二つの単位区画を含む30m格子（調査対象地が一の30m格子内にある場合にあつては、当該30m格子）の中心を含む単位区画（当該30m格子の中心が当該調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該30m格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とする</p> <p>②調査対象地の範囲が900m格子を超える場合 当該調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して900m間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「900m格子」という。）のうち一の900m格子内に当該調査対象地の最も離れた二つの単位区画が含まれない場合にあつては、調査対象地を含む900m格子ごとに、当該900m格子の最も離れた二つの単位区画を含む30m格子の中心を含むそれぞれの単位区画（当該30m格子の中心が当該900m格子内にない場合にあつては、当該30m格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とする。地調査対象地が道路であつて延長が900mを越える場合等、最も離れた二つの単位区画が900m格子内に含まれないときは、当該900m格子ごとに2地点で試料採取等を行うこととする</p> <p>③自然由来盛土等は30m格子ごとに試料採取等を実施する。ただし、使用した土壌が、一の均一な汚染状態にあるとみなすことができる場合は、いずれかひとつの30m格子で試料採取等を行うこともできる。</p>
調査	水面埋立土砂由来汚染調査
定義	<p><埋立地特例区域> 昭和52年以降に公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による埋立て又は干拓の事業により造成された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、専ら埋立て用材料により当該区域内の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地</p> <p><埋立地管理区域> ①公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内にある土地 ②公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる土地</p>
区画の特例	調査対象地全域について、900 m ² 単位で試料採取等を行うこととする。30m格子内の1地点で試料採取等を行い、試料採取の深さは10mまでの1mごとの土壌（帯水層の底面がある場合は、帯水層の底面まで）とし、埋立層等の位置が明らかである場合は当該範囲内の土壌を採取する。

第4 自主調査による要措置区域・形質変更時要届出区域への指定の申請（法第14条）

土地の所有者等は、第2の「土壌汚染状況調査」の義務の適用を受けない土地において、土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が溶出量基準、含有量基準に適合しないと判断するときは、当該土地の区域について「要措置区域（法第6条第1項）」又は、「形質変更時要届出区域（法第11条第1項）」に指定するよう申請することができます。

1 指定の申請（法第14条第1項、第2項）

申請にあたっては、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、所有者全員の合意が必要です。

区分	提出期限	様式	添付書類
指定の申請	規定なし	様式第20	・土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査の方法及び結果

(法14条)			<ul style="list-style-type: none"> ・申請に係る土地の周辺の地図 ・申請に係る土地の場所を明らかにした図面 ・申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類（登記事項証明書及び公図の写し） ・申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあつては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類（土地の掘削等を行うために必要な権原が申請者のために設定された旨の契約書の写し）
--------	--	--	---

2 指定（法第14条3項）

申請に係る調査が公正に、かつ、法に定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

なお、土壤汚染状況調査と同様、調査の過程の全部又は一部を省略して申請をすること認められますが、第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地として指定しますので、注意してください。

3 指定の申請と併せた施行管理方針の確認の申請

区域指定されていない土地について、指定の申請とともに、施行管理方針の確認の申請を行うことができます。この場合、早期に臨海部特例区域の適用を受けるようにするために、試料採取等対象物質を任意に定めることも特例的に認められます。

<法14条申請と併せた施行管理方針の確認の申請>

地歴調査

試料採取等

区域指定の申請と併せて
施行管理方針の確認を申請

- | | | |
|---|--|--|
| <p>①汚染状態が自然又は水面埋立て土砂に由来するおそれがある特定有害物質</p> <p>②汚染状態が人為的由来のおそれがある特定有害物質</p> | <p>①の物質は自然由来又は水面埋立て土砂由来の土壤汚染状況調査を実施（省略可）</p> <p>②については、試料採取等の対象としない。</p> | <p>①の物質を区域指定対象物質として臨海部特例区域に指定</p> <p>②の物質が汚染のおそれがない、又は比較的少ない土地に限って臨海部特例区域に指定（区域指定対象物質とはならない）</p> |
|---|--|--|

お知らせ

自主調査によって土壤汚染が明らかになった土地については、「指定の申請」を行うことをお勧めします。何らかの理由で「指定の申請」が行えない場合であっても、汚染土壤については、土壤汚染対策法に準じて、土地の管理や汚染土壤の拡散の防止を行うとともに、周辺住民への健康影響についても配慮が必要です。土壤汚染が明らかになりましたら、長崎市までご相談ください。

第5 要措置区域と形質変更時要届出区域の概要（法第6条、第11条共通）

1 要措置区域と形質変更時要届出区域の概要

一定の基準に適合しない汚染状態にあることに加え、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には要措置区域に、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとはいえない場合には形質変更時要届出区域に、それぞれ区分して指定します。

区 分		要 措 置 区 域	形質変更時要届出区域	
指定の要件	汚染状態に関する基準 (含有量基準、溶出量基準)	超 過	超 過	
	健康被害が生ずるおそれに関する基準	溶出量基準を超過した場合	地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域(注1)に飲用井戸等(注2)があること	同左に該当せず
		含有量基準を超過した場合	関係者以外の者が立入りを制限している工場・事業場以外の土地であること	同左に該当せず
	汚染の除去等の措置		措置が完了していないこと	措置が完了していないこと
対策・土地利用の制限等	指定の公示		公 示 (台帳も閲覧されます)	公 示 (台帳も閲覧されます)
	汚染の除去等の措置		市長の指示を受けた者は、汚染除去等計画を提出し、措置を実施しなければなりません。目標土壌溶出量及び目標地下水濃度に適合の場合、指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置として地下水の水質の測定を行うことができます。	措置は指示されません
	土地の形質の変更	事前の届出が不要な行為	①指示措置等として行う行為 ②通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 ※「確認の申請」によって知事の確認を受けた場合「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」となります	通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
		事後の届出が必要な行為	非常災害のために必要な応急措置	①形質変更時要届出区域に指定された際、既に着手していた行為 ②非常災害のために必要な応急措置
		上記以外	土地の形質の変更が禁止されます	着手の14日前までの届出が必要です。
	土地の形質の変更の例外		1つの土壌汚染状況調査で指定された要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に使用すること	自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用すること（施行管理方針に係る確認申請が必要）

(注1)「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」とは、特定有害物質の種類や地下水の流向・流速等に関する諸条件が異なることから、環境省ホームページに公開される計算ツールにより算出しますが、算出された到達距離が次の一般値を超える場合には、一般値を参考にして判断します。

特定有害物質の種類	一般値
第一種特定有害物質(揮発性有機化合物)	概ね1,000m
六価クロム	概ね 500m
砒素、ふっ素及びぼう素	概ね 250m
シアン、カドミウム、鉛、水銀及びセレン並びに第三種特定有害物質(農薬等)	概ね 80m

(注2)「飲用井戸等」とは、①人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の取水口、②水道法に規定する水道事業・水道用水供給事業・専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口、③災害対策基本法の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口、④地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、環境基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点、のことです。

2 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

要措置区域及び形質変更時要届出区域における「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」とは、

①から③のとおりです。(規則第43条、規則第50条第1項)

① 次のいずれにも該当しない行為(規則43条1号)

イ 指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること

ロ 対象となる土地の面積の合計が10㎡以上であり、かつ、その深さが50cm以上の土地の形質の変更

※ ただし、「帯水層の深さに係る確認の申請」により、市長の確認を受けた深さより1m浅い深さまでの土地の形質の変更は、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」となります

ハ 対象となる土地の面積の合計が10㎡未満であり、その深さが3m以上の土地の形質の変更

※ ただし、「帯水層の深さに係る確認の申請」により、市長の確認を受けた深さより1m浅い深さまでの土地の形質の変更は、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」となります

② 指示措置等(汚染の除去等の措置)と一体として行われる土地の形質の変更であって、施行方法が「土地の形質の変更に係る確認の申請」により市長の確認を受けたもの(規則43条2号)

③ 汚染の除去等の措置が講じられている要措置区域内(形質変更時要届出区域内)における土地の形質の変更であって、施行方法が「土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請」により市長の確認を受けたもの(規則43条3号)

(2) 市長の確認

(1)の市長の確認は、次の申請により行います。

区 分	様 式	添 付 書 類	備 考
①帯水層の深さに係る確認の申請 (規則43条1号) (規則44条1項、50条2項)	様式第12	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由 地下水位の観測の結果 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ 井戸の構造図 井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域等の図面 帯水層の深さを定めた理由を説明する書類(地下水位等高線及び地質柱状図) 	<p>要措置区域内に地下水位を観測するための井戸を設置し、地下水位を観測(注)すること。</p> <p>年間を通じた観測の結果及び地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さで申請すること</p>
②実施措置と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認の申請 (規則43条3号) (規則45条1項)	様式第13	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 	「土地の形質の変更に係る確認の申請の基準」に該当すること
③地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請 (規則43条4号) (規則46条及び50条3項)	様式第14	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域等の図面 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 	「土地の形質の変更に係る確認の申請の基準」に該当すること

(注) 「地下水位の観測」は、地下水位の季節変動があることを踏まえ、少なくとも1年間行います。

【土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準】（平成 31 年環境省告示 5 号）

次の各号に該当すること

- 一 土地（次号に定める土地を除く。）の形質の変更の方法は、次のイからハまでのいずれにも該当する方法とすること。
 - イ 土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壤の下にある準不透水層（厚さが一メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一マイクロメートル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。）であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。
 - ロ 土地の形質の変更が終了するまでの間、イの構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。
 - ハ 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壤又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。
 - (2) 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。
- 二 要措置区域（区域内の土地の土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する土地の区域又は区域内の土地の土壤の第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地の区域に限る。）内の土地の形質の変更の方法は、次のイ又はロのいずれかの方法とすること。
 - イ 前号イからハまでのいずれにも該当する方法
 - ロ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する方法
 - (1) 次の(イ)から(ニ)までの措置により地下水位を管理すること。
 - (イ) 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。
 - (ロ) (イ)により揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排水基準に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準に適合させて下水道に排除すること。
 - (ハ) 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、定期的に地下水位を観測し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該周縁の土地の地下水位を確認すること。
 - (ニ) (ハ)の観測の結果、当該土地の形質の変更の範囲の土地の地下水位が当該周縁の土地の地下水位を超えていると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。
 - (2) 次の(イ)及び(ロ)の措置により地下水の水質を監視すること。
 - (イ) 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、一月に一回以上定期的に地下水を採取し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。
 - (ロ) (イ)の測定の結果、地下水汚染が当該土地の形質の変更の範囲の区域外に拡大していると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。
 - (3) 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、前号イ及びハのいずれにも該当する方法とすること。
- 三 前二号の土地の形質の変更を行う場合にあっては、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止又は遮断工封じ込めの実施措置が既に講じられている土地については、土地の形質の変更が終了した時点で当該措置のための構造物等を原状に回復する措置が講じられていること。
- 四 第一号又は第二号の土地の形質の変更を行う場合にあっては、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。

3 溶出量基準において自然的原因のみと認められる場合

自然的原因のみによって土壤溶出量基準に適合しない土地の周辺に「飲用井戸等」が存在する場合には、上水道の敷設や利水地点における対策等浄化のための適切な措置を講ずるなどしたときは「形質変

更時要届出区域」に指定します。

【参 考】 自然的原因と認められる判断について

土壤溶出量基準に適合しない場合、次の3つの観点からの検討を行い、これらのいずれの観点も一定の状況を満たすときには、当該土壤に含まれた特定有害物質は専らいわゆる自然的原因によるものである可能性が高いと判断できます。

①特定有害物質の種類等

自然的原因により土壤汚染の可能性がある物質は、以下のとおり。

ヒ素、鉛、フッ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレン、六価クロム

※溶出量が土壤溶出量基準の概ね10倍を超える場合は人為的原因である可能性が高いが、その場合であっても自然的原因である場合がある。

②特定有害物質の含有量の範囲等

自然的レベルの範囲内とみなせる含有量（全量分析）の上限値の目安（mg/kg）

物質名	ヒ素	鉛	フッ素	ほう素	水銀	カドミウム	セレン	六価クロム
上限値の目安	39	140	700	100	1.4	1.4	2.0	—

※法に基づく土壤含有量の測定方法（酸抽出法等）により表中目安値を超えた場合には、人為的原因による可能性が高い。

③特定有害物質の分布特性

含有量の分布に、当該物質の使用履歴場所等との関連性を示す局在性が認められないこと

第6 要措置区域

1 要措置区域の指定等（法第6条第1項及び第2項）

法第3条、第4条及び第5条に基づく土壤汚染状況調査及び第14条の指定の申請による調査の結果が土壤の特定有害物質による汚染状態が溶出量基準又は含有量基準に適合せず、かつ、健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当すると認める場合には、当該土地の区域を要措置区域として指定し、その旨を公示します。

2 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止（法第9条）

要措置区域内においては、次の①から③に掲げる行為以外の土地の形質の変更は禁止されます。

- ① 指示措置等として行う行為
- ② 通常管理行為、軽易な行為その他の行為
- ③ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

3 汚染の除去等の措置（法第7条、規則第35条）

要措置区域に指定した場合、汚染原因者や土地所有者等に対し、汚染の除去等の措置及びその理由、汚染除去等計画の作成と提出を指示します。

指示を受けた者は、期限までに、指示措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置（「指示措置等」といいます）を講じなければなりません。

指示措置等を講じていないと認めるときは、指示措置等を講ずべきことを命ずることもあります。

なお、土地の所有者等が、競売における自己競落又はこれに類する行為により土地の所有者等となったものであり、かつ、当該土地を売却する意思があり所有等が一時的と認められる場合は、指示措置として地下水の水質の測定又は立入禁止を指示します（規則第42条）。

(1) 措置の指示

汚染の除去等の措置の指示は、土地の所有者に行います。

ただし、土地の所有者等以外の汚染原因者が明らかな場合であって、当該汚染原因者に措置を講じさせることが相当と認められ、かつ、土地の所有者等に異議がないときは、当該汚染原因者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む）に指示します。

【汚染原因者に措置を講じさせることが相当でない場合】

汚染原因者が既に費用を負担し、又は負担したものとみなされる場合

汚染原因者に費用負担能力が全くない場合

土地の所有者等が措置を実施する旨の合意があった場合又は合意があったとみなされる場合 等

(2) 指示措置の内容（法第7条第3項、規則第36条）

① 土壌含有量基準が超過する土地（直接摂取の観点からの土壌汚染がある場合）

措置の種類	乳幼児の砂遊び場若しくは園地又は遊園地等の土地	地表面を50cm以上高くすることで日常生活に支障が生ずる土地	その他の土地	備考
立入禁止	○	○	○	
舗装	○	○	○	
盛土	×	×	◎	
土壌入換え	×	◎	○	
土壌汚染の除去	◎	○	○	

【凡例】◎：指示措置、○：同等の措置、×：適用不可能な措置

② 土壌溶出量基準を超過する土地（地下水経由の観点からの土壌汚染）

ア 地下水汚染が生じていない場合は、「地下水の水質の測定」を指示します。

測定結果については、土地の所有者等に対し、市長への報告が義務付けられます。

なお、この報告により、特定有害物質による地下水汚染が確認された場合は、次項イの「地下水汚染が生じている場合の措置」を指示します。

措置の種類	第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）		第2種特定有害物質（重金属等）		第3種特定有害物質（農薬等）		備考
	第2溶出量基準適合	第2溶出量基準不適合	第2溶出量基準適合	第2溶出量基準不適合	第2溶出量基準適合	第2溶出量基準不適合	
地下水の水質の測定	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

イ 地下水汚染が生じている場合は、次の措置を指示します。

措置の種類	第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）		第2種特定有害物質（重金属等）		第3種特定有害物質（農薬等）		備考
	第2溶出量基準適合	第2溶出量基準不適合	第2溶出量基準適合	第2溶出量基準不適合	第2溶出量基準適合	第2溶出量基準不適合	
地下水の水質の測定	○(注1)	×	○(注1)	×	○(注1)	×	
原位置封じ込め	◎	◎(注2)	◎	◎(注2)	◎	×	
遮水工封じ込め	◎	◎(注2)	◎	◎(注2)	◎	×	
地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○	
土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○	
遮断工封じ込め	×	×	○	○	×	◎	
不溶化	×	×	○	×	×	×	

【凡例】◎：指示措置、○：同等の措置、×：適用不可能な措置

(注 1) 土壌の特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量以下であり、地下水の汚染状態が目標地下水濃度以下である場合に限りま。

(注 2) 汚染土壌の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で、原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行うことが必要です。

土壌溶出量 基準	土壌含有量 基準	健康被害 のおそれ	要措置区域等	地下水汚染の 有無	第二溶出量 基準	指示措置
適合	適合	—	—	—	—	—
不適合	適合	無 ^{*1}	形質変更時 要届出区域	—	—	—
		有 ^{*1}	要措置区域	無		地下水の水質の測定
				有	適合	原位置封じ込め又は 遮水工封じ込め
適合	不適合	無 ^{*2}	形質変更時 要届出区域	有	不適合	第一、二種特定有害物質 原位置封じ込め又は 遮水工封じ込め
		有 ^{*3}	要措置区域			第三種特定有害物質 遮断工封じ込め
		有 ^{*2}				—

— 要件等に無関係

*1 地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、当該地下水が飲用利用等に供されている地点の有無（深度は問わない）。

*2 人の暴露の可能性の有無。

*3 乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地等の場合。

*4 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地について原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行う場合には、不溶化又は原位置浄化を行い、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とした上で封じ込めを行うことが必要となる。

*5 原位置封じ込め、遮水工封じ込め及び遮断工封じ込めについて、指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置として、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を超えていない場合は地下水の水質の測定を行うことができる。

4 指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置(規則第36条)

目標土壌溶出量及び目標地下水濃度に適合している場合は、指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として、地下水の水質の測定を行うことができます。

目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定するに当たっては、評価地点を設定する必要があります。評価地点は、要措置区域の地下水の下流側かつ要措置区域の指定の事由となった飲用井戸等より上流側において任意に設定できます。また、飲用井戸等の位置が確認できない場合は当該要措置区域のある敷地の地下水の下流側の境界等に設定することが考えられます。目標土壌溶出量及び目標地下水濃度は、環境省ホームページの措置完了条件計算ツールにより算出することができます。

5 汚染土壌の搬出及び処理

要措置区域内の土地の土壌を当該区域外へ搬出する際は、事前届出が必要です。また、汚染土壌の運搬

基準の順守及び処理委託が義務付けられています。

また、汚染土壌の処理先については、汚染土壌処理施設が所在している都道府県知事等から「汚染土壌処理業」の許可を得ている必要があります。

6 要措置区域の解除(法第6条第5項)

汚染の除去等の措置により要措置区域の全部又は一部について、その指定の事由がなくなつたと認める際に指定を解除します。

ただし、「土壌汚染の除去」以外の汚染の除去等の措置では、汚染土壌は残存するため、「要措置区域」の指定は解除しますが、「形質変更時要届出区域」に指定しますので、注意してください。

また、土壌汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して要措置区域に指定された土地についての指定を解除する場合は、省略した調査の過程をあらためて実施し、土壌の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画について汚染の除去等の措置を行う必要があります。

7 指示措置及び実施措置の方法の概要 (規則別表第8)

汚染の除去等の措置の種類		汚染の除去等の措置の実施の方法の概要
1	地下水の水質の測定	<ul style="list-style-type: none"> ①観測井を設け、当初1年は4回以上、2年目から10年目までは年1回以上、11年目以降は2年に1回以上、定期的に地下水を測定し、市に報告すること。 ②地下水汚染が生じている土地で行う場合は、基準不適合土壌の範囲及び深さをボーリングにより把握し、評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。 ③措置完了を報告する場合は、測定を5年以上継続して実施していること、かつ直近の2年間において年4回以上実施しており、今後、地下水基準又は目標地下水濃度に不適合となるおそれがないことを確認すること。
2	原位置封じ込め	<ul style="list-style-type: none"> ①基準不適合土壌の範囲及び深さ等をボーリングにより把握すること。 ②評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。 ③第二溶出量基準不適合の土地は、性状の変更等により第二溶出量基準に適合すること。 ④目標土壌溶出量を超える土壌のある範囲の側面を囲み、不透水層(厚さが5m以上、透水係数が100nm/s(岩盤はルジオン値が1))以下で最も浅い位置まで鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。 ⑤④の構造物の土地を10cm厚以上コンクリート又は3cm厚以上アスファルト等により覆うこと。 ⑥観測井を設け、年4回以上地下水を測定し、目標地下水濃度を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。 ⑦観測井を設け、雨水、地下水等の浸入がないことを確認すること。 ⑧掘削して不溶化、抽出・分解等を行い埋め戻す場合、概ね100m³ごとに土壌を採取し、特定有害物質の量を測定すること。 ⑨要措置区域内に設置した施設で浄化された土壌を埋め戻す場合、100 m³ごとに土壌を採取し、特定有害物質の量を測定し、第二溶出量基準に適合することを確認すること。
3	遮水工封じ込め	<ul style="list-style-type: none"> ①基準不適合土壌の範囲及び深さ等をボーリングにより把握すること。 ②評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。 ③第二溶出量基準不適合の土地は、性状の変更等により第二溶出量基準に適合すること。 ④不敷布その他の物の表面に二重の遮水シートを設置した遮水層又は同等以上の効力を有する遮水工を設置し、目標土壌溶出量を超える土壌を埋め戻すこと。 ⑤④の場所を10cm厚以上のコンクリート又は3cm厚以上のアスファルト等により覆うこと。 ⑥観測井を設け、年4回以上地下水を測定し、目標地下水濃度を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。 ⑦観測井を設け、雨水、地下水等の浸入がないことを確認すること。 ⑧要措置区域内に設置した施設で浄化された土壌を埋め戻す場合、100 m³ごとに土壌を採取し、特定有害物質の量を測定し、第二溶出量基準に適合することを確認すること。
4	地下水汚染の拡大の防止 揚水施設	<ul style="list-style-type: none"> ①揚水施設を設置し、揚水した地下水から特定有害物質を除去すること。 ②排水基準に適合させて公共用水域に排水するか、排除基準に適合させて下水道に排除すること。 ③観測井(観測井間は30m以下)を設け、4回/年以上地下水を測定し、区域外に拡大していないことを確認すること。

	透過性地下水浄化壁	<p>①地下水汚染の状況等をボーリングにより把握すること。</p> <p>②評価地点及び目標地下水濃度を設定すること。</p> <p>③目標地下水濃度を超える地下水汚染を防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁を設置すること。</p> <p>④要措置区域においては、分解する方法により特定有害物質を除去する場合は、特定有害物質の量と分解生成物の量を測定すること。</p> <p>⑤観測井(観測井間は30m以下)を設け、4回/年以上地下水を測定し、区域外に拡大していないことを確認するとともに、特定有害物質を分解する方法により目標地下水濃度を超えないようにする場合は、当該特定有害物質の分解生成物の量を測定した結果、地下水基準を超える地下水汚染が区域外に拡大していないことを確認すること。</p>
5	<p>土壌汚染の除去</p> <p>掘削による除去</p>	<p>①基準不適合土壌の範囲及び深さ等をボーリングにより把握すること。</p> <p>②溶出量基準に適合しない土地にあつては、評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。</p> <p>③不適合土壌を掘削し、掘削された場所を適合土壌により埋めること。②の土地においては目標土壌溶出量及び土壌含有量基準に適合する土壌により埋めること。</p> <p>④要措置区域内に設置した施設で浄化された土壌を埋め戻す場合、100 m³ごとに土壌を採取し、特定有害物質の量を測定し、目標土壌溶出量に適合することを確認すること。(溶出量不適合の場合)</p> <p>⑤観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、目標地下水濃度を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。(現に目標地下水濃度を超えない汚染状態の場合は1回)。(溶出量不適合の場合)</p>
	原位置での浄化	<p>①基準不適合土壌の範囲及び深さ等をボーリングにより把握すること。</p> <p>②溶出量基準に適合しない土地にあつては、評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。</p> <p>③抽出・分解する方法により、目標土壌溶出量を超える汚染状態又は含有量基準に適合した土壌から特定有害物質を除去すること。</p> <p>④溶出量基準に適合しない土地にあつては、観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、目標地下水濃度を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。原位置で分解する場合は、分解生成物の量が地下水基準に適合する汚染状態が2年間継続することを確認すること。化学的に分解する方法により目標土壌溶出量を超える土壌から特定有害物質を除去した場合に分解生成物が生成しないことが明らかな場合は、実施措置の完了前に1回地下水基準に適合することを確認すること。</p> <p>⑤含有量基準に適合しない土地にあつては、100 m²毎に1m深から①まで1m毎に土壌含有量を測定し、基準に適合することを確認すること。</p>
6	遮断工封じ込め	<p>①不適合土壌の範囲及び深さをボーリングその他の方法により把握すること。</p> <p>②評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。</p> <p>③目標土壌溶出量を超える土壌を掘削すること。</p> <p>④次の要件を備えた仕切設備を設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一軸圧縮強度が25N/mm²、水密性を有する鉄筋コンクリート35cm厚以上とすること ・目標土壌溶出量を超える土壌と接する面が遮水効力及び腐食防止効力を有する材料により覆われていること ・目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること <p>⑤仕切設備に基準不適合土壌を埋め戻し、開口部は②の要件の覆いにより閉鎖すること</p> <p>⑥観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、目標地下水濃度を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。</p> <p>⑦観測井を設け、雨水、地下水等の浸入がないことを確認すること。</p>
7	<p>不溶化</p> <p>原位置不溶化</p>	<p>①不適合土壌の範囲及び深さをボーリングその他の方法により把握すること</p> <p>②評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。</p> <p>③薬剤の注入等の方法により性状を変更して、目標土壌溶出量を超えない汚染状態の土壌とすること。</p> <p>④③により性状の変更を行った目標土壌溶出量を超える土壌のある範囲について、100m²毎に1地点の割合で1m深から目標土壌溶出量を超える土壌まで1m毎に測定し、目標土壌溶出量を超えない汚染状態にあることを確認すること。</p> <p>⑤飛散等を防止するシート等により覆うこと。</p> <p>⑥観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、目標地下水濃度を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。</p>
	不溶化埋め戻し	<p>①不適合土壌の範囲及び深さをボーリングその他の方法により把握すること</p> <p>②評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定すること。</p> <p>③薬剤の注入等の方法により性状を変更して、目標土壌溶出量を超えない汚染状態の土壌とすること。</p>

		④③により性状の変更を行った土壌について、100㎡以下毎に5点の土壌を採取し、それぞれ同じ重量混合し測定した結果、目標土壌溶出量を超えない汚染状態にあることを確認して、当該土地の区域内に埋め戻すこと。 ⑤飛散等を防止するシート等により覆うこと ⑥観測井を設け4回/年以上地下水を測定し、目標地下水濃度を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。
8 舗装		10cm厚以上のコンクリート又は3cm以上のアスファルト又は同等以上の耐久性及び遮水性の効力を有するもの(傾斜が著しい場合等はモルタル等)により覆うこと
9 立入禁止		①人の立入を防止する囲い、出入口に関係者以外立入禁止を表示する立札を設けること ②飛散等を防止するシートにより覆うこと等の措置を講ずること。
10土壌入換え	区域外土壌入換え	不適合土壌を掘削し、地表から50cm深までの範囲は砂利等で覆い、次に50cm厚以上の基準適合土壌(傾斜が著しい場合等はモルタル可)により覆うこと
	区域内土壌入換え	①不適合土壌の範囲及び深さをボーリングその他の方法により把握すること ②基準適合土壌を①より50cm深以上まで掘削し、不適合土壌を埋め戻すこと ③②は砂利等の土壌以外で覆った後、掘削した基準適合土壌により覆うこと
11 盛土		砂利等で覆った後、50cm厚以上の適合土壌(傾斜が著しい場合等はモルタル等)により覆うこと(覆いには損壊防止措置を講ずること)

第7 形質変更時要届出区域 (法第11条～第12条)

1 形質変更時要届出区域の指定 (法第11条第1項及び第3項)

土壌汚染状況調査の結果、「土壌の特定有害物質による汚染状態」が基準に適合せず、かつ、「健康被害が生ずるおそれに関する基準」に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を「形質変更時要届出区域」として指定し、その旨を公示します。

2 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出 (法第12条)

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、変更に着手する日の14日前までに市長に届け出なければなりません。なお、市長の確認を受けた施行及び管理に関する方針に基づく臨海部特別区域の土地(自然由来又は埋立土砂由来であり、かつ、人の健康被害が生じるおそれのない土地)の形質の変更については、1年ごとの事後届出となります。

届出を受けた場合、「土地の形質の変更の施行方法に関する基準」に適合しないと認めるときは、届出を受けた日から14日以内に計画の変更を命ずることがあります。

なお、「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」の場合、届出の必要はありません。

区分	提出期限	様式	添付書類
①形質変更時要届出区域内での土地の形質の変更 (法12条1項)	土地の形質の変更に着手する日の14日前までに届出(日数には契約事務や設計等の準備行為を含まない)	様式第15 (規則48条)	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
②形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為 (法12条2項)	指定された際に既に着手していた行為は指定の日から14日以内に届出		
③非常災害のために必要な応急措置として行う行為 (法12条3項)	非常災害のため応急措置として行う行為については、変更行為の完了後、14日以内に届出		
④施行管理方針の確認の申請 (法12条1項1号)		様式第16 (規則49条の2)	<ul style="list-style-type: none"> 施行管理方針の確認に係る土地の周辺の地図 施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面 施行管理方針の確認に係る土地が自然由来又は埋立土砂由来であること及び人の健康被害のおそれがない土地の要件に該当することを証する書類

			<ul style="list-style-type: none"> ・施行管理方針の確認に係る土地を汚染原因や汚染のおそれの区分により区分した図面 ・申請者が施行管理方針の確認に係る土地の所有者等であることを証する書類 ・施行管理方針の確認に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類
<p>⑤施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更 (法 12 条 4 項)</p>	<p>1 年ごとの事後届出</p>	<p>様式第 17 (規則 52 条の 2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・期間の開始の日から終了の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面 ・土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 ・深度限定により試料採取等を行わなかった範囲まで措置を講ずる場合、当該範囲の汚染状態を明らかにした図面 ・他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用した場合、自然由来又は水面埋立て土砂であること明らかにした書類 ・土地の区域内の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは区域外への土壌の搬出を行った場所及び搬入土の調査資料、図面

- ※「土地の形質の変更」とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾等の行為が該当し、基準不適合土壌の搬出を伴わないような行為も含まれます。
- ※「土地の形質の変更をしようとする者」とは、その施行に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。

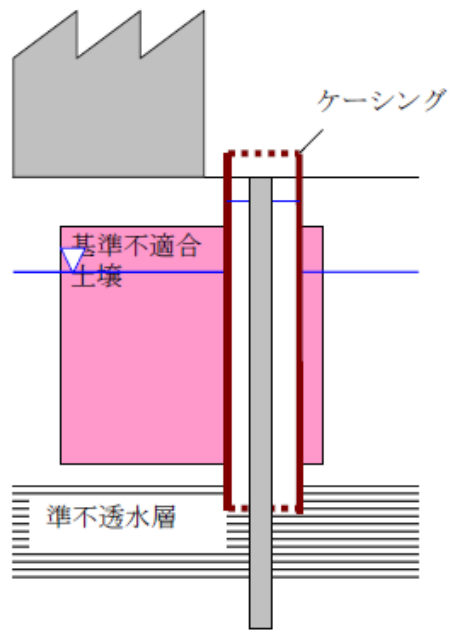
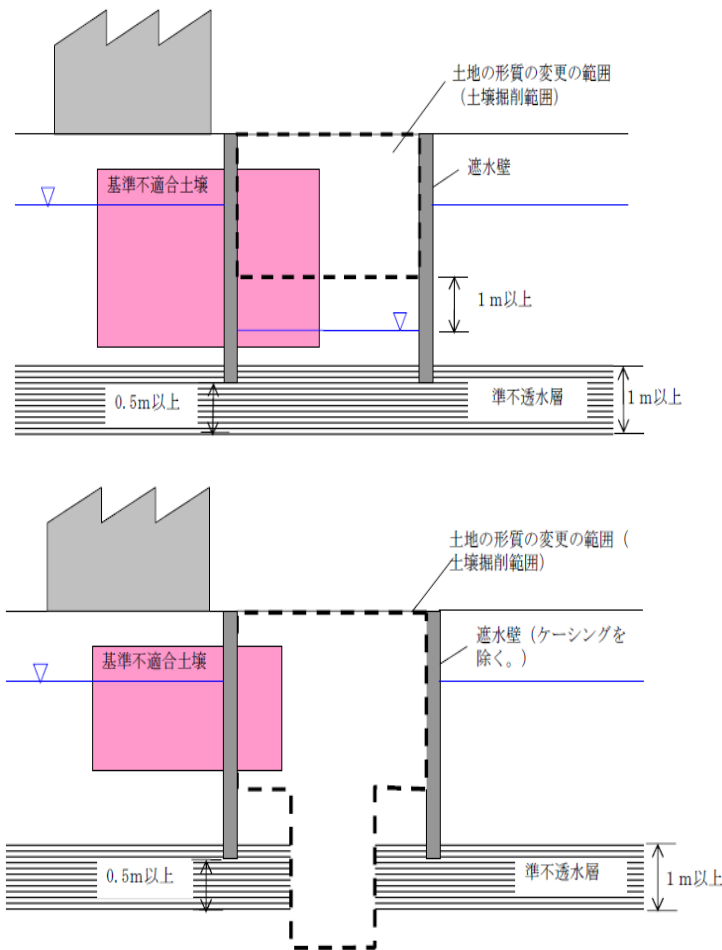
【形質変更時要届出区域における土地の形質の施行方法に関する基準】（規則第53条）

1 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合にあつては、土地の形質の変更（施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く）の施行方法が施行規則第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合すること（自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域を除く）。

<環境大臣が定める基準（平成31年環境省告示第5号）の概要>

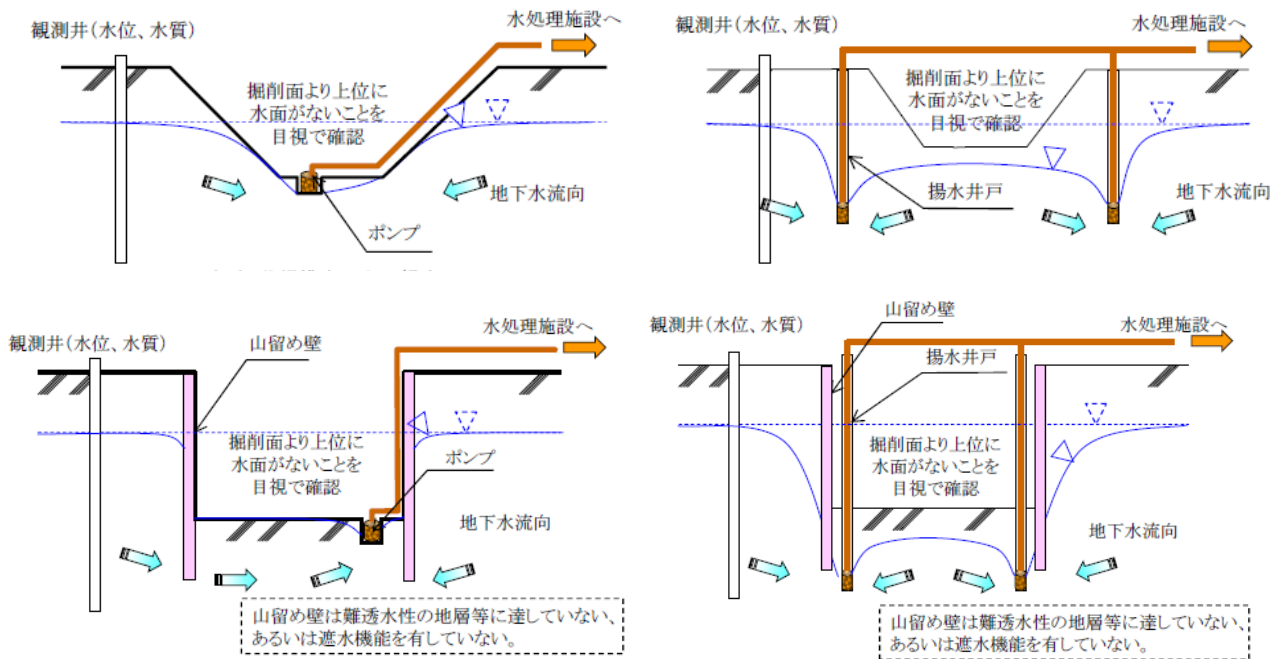
① 当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壤の下にある準不透水層（厚さが1m以上であり、透水係数が毎秒1 μ m以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層）であつて最も浅い位置にあるものの深さまで鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

土地の形質の変更が終了するまでの間、遮水の効力を有する構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が、当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。



② 地下水位の管理と地下水の水質の監視（第2溶出量基準適合の場合に限る）

揚水施設を設置し、地下水を揚水する。揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、地下水の水質を排出水基準に適合させて公共用水域に排出するか、排除基準に適合させて下水道に排除すること。周縁に観測井を設置し、定期的に地下水を観測し、土地の形質の変更が終了するまでの間、地下水位を確認する。観測井の地下水の水質を定期的に測定する。水質（揚水施設の排水、観測井戸の地下水）と水位の測定頻度は少なくとも1か月ごと（期間が1か月未満の場合は1回）。



- 2 土地の形質の変更にあたり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 形質変更時要届出区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を使用する場合には、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。
- 4 土地の形質の変更を行った後、法第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

3 形質変更時要届出区域の解除（法第11条第3項及び第4項）

「土壌汚染の除去」により、形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準、土壌含有量基準に適合した場合は、形質変更時要届出区域の全部又は一部について指定を解除します。

なお、土壌汚染状況調査の全部又は一部の過程を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地を解除する場合は、省略した調査の過程をあらためて実施し、土壌の採取及び測定を行って単位区画ごとに汚染状態を確定した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画について「土壌汚染の除去」を行うことで指定を解除します。

第8 汚染土壌の搬出等に関する規制（法第16条～法第21条）

要措置区域・形質変更時要届出区域内の土壌を区域等外へ搬出し移動させることは、汚染の拡散をもたらす可能性があります。

このため、要措置区域・形質変更時要届出区域内の土地の土壌を当該区域外へ搬出する際の事前届出制度とともに、汚染土壌の運搬基準及び処理委託義務が設けられています。

1 汚染土壌の搬出時の措置の届出（法第16条第1項）

要措置区域・形質変更時要届出区域内の土地の土壌を当該区域外へ搬出しようとする者は、次表のとおり届け出なければなりません。ただし、汚染土壌を試験研究に用いる場合は、除きます。

また、次表の①又は②の届出があった場合において、「汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合」、又は、「許可を受けた汚染土壌処理業者に委託しない場合」は、当該届出を受けた日から14日以内に限り、措置を命ずることがあります。

区 分	提出期限	様 式	添 付 書 類
①要措置区域等から汚染土壌を搬出しようとする場合 (法 16 条 1 項)	着手の 14 日 前までに届出	様式第 26 (規則 61 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面 ・搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し ・汚染土壌を運搬する自動車等の構造を記した書類 ・保管施設の構造を記した書類（運搬の過程において、積替えのために一時的に保管する場合） ・汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類 ・汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する許可証の写し ・自然由来等形質変更時要届出区域間で移動する場合は、場所を明らかにした図面、搬出先の汚染状態が同等であることを証する書類、地質的に同質な状態や同一港湾であることを証する書類、自然由来又は埋立土砂由来であることを証する書類、他人に使用させる場合の書類 ・飛び地間で移動する場合は、搬出先の場所を明らかにした図面、搬出先が一の土壌汚染状況調査で指定されたことを証する書類
②届け出た事項を変更する場合 (法 16 条 2 項)	届出に係る行為に着手する日の 14 日 前までに届出	様式第 27	同 上 ただし、既に届け出た書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して書類又は図面の添付を省略することができます。 (規則 63 条)
③非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した場合 (法 16 条 3 項)	汚染土壌を搬出した日から起算して 14 日以内に届出	様式第 28	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真 ・搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し ・汚染土壌を運搬する自動車等の構造を記した書類 ・保管施設の構造を記した書類 ・汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類（例：契約書の写し） ・汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に係る許可証の写し (規則 64 条 2 項)

※ 「汚染土壌」とは、要措置区域等内の土地の土壌をいい、含水率が高く泥状のものであっても汚染土壌として取り扱います。

※ 「搬出」とは、汚染土壌を人為的に移動することにより、当該要措置区域等の境界線を越えることをいいます。ただし、要措置区域等と一筆であるなど要措置区域等内の土地の所有者等と同一の者が所有等をする当該要措置区域等に隣接する土地において、一時的な保管、特定有害物質の除去等を行い、再度当該要措置区域等内に当該汚染土壌を埋め戻す場合は、「搬出」に該当しないものとして取り扱います。

※ 「汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者」とは、搬出に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当するものと考えられます。

※ 搬出に当たって要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合にあっては、当該行為を積替えのための一時保管とみなします。
また当該行為を行う場所は「積替のために一時的に保管する場所の基準」を適用します。

(2) 搬出しようとする土壌の調査（認定調査）

指定調査機関が環境省令で定める方法により調査（認定調査）した結果、次の申請により、市長が特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合すると認めたものは、法の規制を受けることなく、要措置区域等外へ搬出することができます。

区 分	様 式	添 付 書 類
搬出しようとする土壌の基準適合認定申請 (規則第 60 条)	様式第 25	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌の調査の結果報告書（原則として区域指定対象物質） ・試料採取を行った地点を明らかにした要措置区域等の図面

2 汚染土壌の運搬に関する基準（法第 17 条～法第 18 条）

要措置区域・形質変更時要届出区域外において汚染土壌を運搬する者は、(1)から(4)の基準に従い、当

該汚染土壌を運搬しなければなりません。

なお、非常災害のために必要な応急措置として運搬を行う場合はこの限りでありませんが、搬出後の汚染土壌は基準に従い、汚染土壌処理業者に処理の委託をしなければなりません。

(1) 運搬に関する基準（規則第65条第1号～第5号）

- ① 運搬は次によること。
 - ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ・ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。
- ③ 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。
- ④ 自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を140ポイント以上の文字を用いて表示し、かつ、管理票を備え付けること。
- ⑤ 混載については次によること。
 - ・ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。
 - ・ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。
 - ・ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。（当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合は対象外）

(2) 積替えを行う場合の基準（規則第65条第6号～第7号）

- ① 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。
 - ・ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。
 - ・ 積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。

(3) 積替えのため一時的に保管する場所の基準（規則第65条第8号～第9号）

- ① 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - ・ 見やすい箇所に掲示板（大きさは縦及び横それぞれ60cm以上、保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示）が設けられていること。
- ② 保管施設からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。
 - ・ 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。
 - ・ 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。
 - ・ 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。
- ③ 汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。
 - ・ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。
 - ・ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。
 - ・ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。
 - ・ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締め固めを行うことによってその表層を固化すること。
 - ・ 上記の措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

(4) その他の基準（規則第65条第10号～第15号）

- ① 汚染土壌の荷卸しは、汚染土壌の搬出の届出に記載された場所（汚染土壌処理施設）以外の場所で行ってはならないこと
- ② 汚染土壌の引渡しは、汚染土壌の搬出の届出に記載された者（汚染土壌処理業者）以外に行ってはならないこと

と

- ③汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から30日以内に終了すること
- ④管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと
- ⑤管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの手相手方に対し当該管理票を回付しなければならないこと
- ⑥当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと

(5) 運搬容器等の例（汚染土壌の運搬に関するガイドライン）

特定有害物質		運搬容器等
第一種		フレキシブルコンテナ(内袋有)
第二種	構造による対応	バラ積み+浸透防止シート等
	容器による対応	フレキシブルコンテナ+浸透防止シート等
	水銀及びその他の化合物	フレキシブルコンテナ(内袋有)
第三種	構造による対応	バラ積み+浸透防止シート等
	容器による対応	フレキシブルコンテナ+浸透防止シート等
	PCB 第二溶出量基準適合	フレキシブルコンテナ(内袋有)又はドラム缶
	PCB 第二溶出量基準不適合	ドラム缶

3 汚染土壌の処理の委託義務（法第18条）

要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土壌を区域外で処理を行う場合には、汚染土壌処理業者として所在地の知事等の許可を受けた汚染土壌処理施設において処理を行わなければなりません。

なお、要措置区域内で汚染土壌を処理する場合は、汚染土壌処理業の許可は不要です。

【参 考】汚染土壌処理施設の種類（汚染土壌処理業に関する省令第1条）

- ①浄化等処理施設：浄化、溶解、不溶化を行うための施設
- ②セメント製造施設：汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設
- ③埋立処理施設：汚染土砂の埋め立てを行う施設
- ④分別等処理施設：汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設
- ⑤自然由来等土壌構造物利用施設：自然由来等土壌を土木構造物の盛土の材料その他の材料として利用する施設
- ⑥自然由来等土壌海面埋立法：自然由来等土壌の公有水面埋立法による公有水面の埋立て（海面の埋立てに限る。）を行うための施設

※汚染土壌の処理の委託の例外

自然由来等形質変更時要届出区域間で搬出する場合と、一の土壌汚染状況調査結果に基づき指定された要措置区域等の間（飛び地間）で搬出する場合は、汚染土壌処理業者への搬出の例外となります。

4 汚染土壌処理業者（法第22条～第28条）

汚染土壌処理業者が長崎市内で汚染土壌処理業の許可を受けようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。なお、次のとおり許可申請等に係る手数料を定めています。

手数料の種類	金額（円）	根拠となる法令等
汚染土壌処理業許可申請手数料	24万	法第22条第1項
汚染土壌処理業許可更新申請手数料	22万4,000	法第22条第4項
汚染土壌処理業変更許可申請手数料	22万2,000	法第23条第1項
譲渡及び譲受の場合における汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料	7万	法第27条の2第1項
合併及び分割の場合における汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料	7万	法第27条の3第1項
相続の場合における汚染土壌処理業の承認申請手数料	7万	法第27条の4第1項

5 管理票による搬出土壌の管理（法第20条～法第22条）

汚染土壌を要措置区域・形質変更時要届出区域の外へ搬出する者は、汚染土壌の運搬又は処理を他人に

委託する場合には、汚染土壌の引渡しと同時に汚染土壌の運搬を受託した者（委託が汚染土壌処理のみの場合は処理受託者）に対し、管理票を交付しなければなりません。（法第20条第1項）

(1) 管理票の交付、回付、保存

管理票は、「汚染土壌の搬出の届出」の際に、市長に提出した管理票（様式第19）の写しの「原本」を用います。なお、管理票は、運搬の用に供する自動車等ごとに交付してください。また、次表のとおり、管理票には必要事項の記載や管理票の写しを回付、また、管理票の保存が必要です。

区 分	管理票の記載事項	管理票写しの回付（法20条）	管理票の保存期間
管理票交付者	<ul style="list-style-type: none"> 交付年月日等、氏名等、要措置区域等の所在地、運搬受託者の住所等、積替えを行う場所の名称等、保管施設の所在地等、処理受託者の住所等、汚染土壌処理施設の名称等 （規則67条）		交付した管理票の控えを運搬受託者（処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間、保管 （規則66条）
運搬受託者 （法20条3項）	<ul style="list-style-type: none"> 運搬を担当した者の氏名、運搬の用に供した自動車等の番号、汚染土壌を引き渡した年月日、運搬を行った区間、当該委託に係る汚染土壌の重量 （規則68条）	汚染土壌の運搬を終了したときは、10日以内に「管理票交付者」に管理票の写しを送付すること （規則69条）	5年間（規則75条）
処理受託者 （法20条4項）	<ul style="list-style-type: none"> 当該委託に係る汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名、処理を担当した者の氏名、処理を終了した年月日、処理の方法 （規則70条）	汚染土壌の処理を終了したときは、10日以内に「管理票交付者（運搬受託者にも）」に管理票の写しを送付すること （規則71条）	5年間（規則76条）
管理票交付者 （法20条5項）		管理票の写しの送付を受けたときは、汚染土壌の運搬、処理が終了を確認すること。 （法20条6項）	5年間（規則72条）

（注）汚染土壌の処理施設で処理を行った後で、別の汚染土壌処理施設（再処理汚染土壌処理施設）に搬出する場合は、施設間の運搬に係る管理票（二次管理票）が必要です。

(2) 期間内に管理票の送付がない場合、又は、必要事項の記載がない管理票の送付を受けた場合

管理票交付者は、次のとおり、管理票の写しの送付を受けない時、必要事項の記載がない管理票の送付を受けた時、虚偽の記載のある管理票の送付を受けた時は、速やかに汚染土壌の運搬又は処理の状況を調査し、市長に届出なければなりません。（法第22条第6項）

区 分	届出様式	届出期限
管理票の交付日から40日まで運搬受託者から管理票の写しの送付を受けない場合	様式第30	速やかに
管理票の交付日から100日まで処理受託者から管理票の写しの送付を受けない場合	様式第30	速やかに
必要事項の記載がない管理票の送付を受けた時、虚偽の記載のある管理票の送付を受けた時	様式第30	速やかに

6 搬入土壌の品質管理方法の要件（平成31年環境省告示第6号）

分析対象物質	土壌の種類	分析頻度
基準が定めているすべての特定有害物質の土壌溶出量及び土壌含有量	次のいずれかに該当する土壌 <ul style="list-style-type: none"> ・地歴調査の結果、施行規則第3条第6項第1号（汚染のおそれがないと認められる土地）に該当する土地の土壌 ・測定結果から自然由来による基準不適合のおそれがないとみなすことができ、かつ、自然由来による基準不適合土壌が判明した地点の地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層があることが確認されていない土地の土壌 	発生場所ごとに 5,000 m ³ 以下ごとに1回
	次のいずれかに該当する土壌 <ul style="list-style-type: none"> ・地歴調査の結果、施行規則第3条第6項第2号（汚染のおそれが少ないと認められる土地）に該当する土地の土壌 ・特定有害物質を使用、埋設、貯蔵等している工場又は事業場の敷地として利用している又は利用していた土地以外の土壌であって施行規則第3条第6項に基づくおそれの区分を行っていない土地の土壌 ・測定結果から自然由来による基準不適合のおそれがないとみなすことができない土壌 ・自然由来による基準不適合土壌が判明した地点の地層と地質的な連続性が地質データ等により認められる地層がある土地の土壌 ・自然由来による基準不適合のおそれが不明な土壌 	発生場所ごとに 900 m ³ 以下ごとに1回
	上記以外の土壌 （地歴調査の結果、施行規則第3条第6項第3号（汚染のおそれが多いと認められる土地）に該当する土地の土壌、特定有害物質を使用、埋設、貯蔵等している施設の敷地として利用している又は利用していた土地の土壌であっておそれの区分を行っていない土地の土壌、特定有害物質を使用、埋設、貯蔵等していたか不明の土地の土壌）	発生場所ごとに 100 m ³ 以下ごとに1回

※コンクリート副産物である再生砕石及び再生砂を用いる場合、水と接触すると六価クロムが溶出することがあるため、六価クロムの溶出量を確認してから使用することが望ましい。

第9 主な罰則（法第65条～第69条関係）

<p>法第65条 （次の命令に違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設廃止時の土壌汚染状況調査の未報告者等への報告命令 (法第3条第4項) ・法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の形質変更時の調査命令 (法第3条第8項) ・一定規模以上の形質変更時の調査命令 (法第4条第3項) ・土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地の調査命令 (法第5条第1項) ・要措置区域内における指示措置の汚染除去等計画の提出命令 (法第7条第2項) ・要措置区域内における指示措置の汚染除去等計画の変更命令 (法第7条第4項) ・要措置区域内における指示措置の汚染除去等計画の措置命令 (法第7条第8項) ・形質変更時要届出区域内の土地の形質変更計画変更命令 (法第12条第5項) ・汚染土壌の運搬方法変更命令 (法第16条第4項) ・汚染土壌の運搬及び処理の措置命令 (法第19条) ・汚染土壌の処理方法の変更命令 (法第24条) ・汚染土壌処理業者の許可の停止命令 (法第25条) ・汚染土壌処理施設の措置命令 (法第27条第2項) ・汚染除去等計画の期間経過前の実施措置 (法第7条第6項) ・要措置区域内における指示措置等以外の土地の形質の変更 (法第9条) ・汚染土壌処理業の許可違反 (法第22条第1項) ・汚染土壌処理業の変更許可違反 (法第23条第1項) ・汚染土壌処理業の名義貸し (法第26条) 	
<p>法第66条 （次に該当する者は3月以下の懲役又は30万円以下の罰金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の利用方法の変更の届出 (法第3条第5項) ・法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の形質の変更届出 (法第3条第7項) ・汚染土壌処理業の軽微な変更届出 (法第23条第3項) ・汚染土壌処理業の休止、廃止、再開届出 (法第23条第4項) ・一定の規模以上の土地の形質の変更届出 (法第4条第1項) ・法第12条第1項の確認に係る土地の形質の変更届出 (法第12条第1項) ・汚染土壌の区域外搬出届出 (法第16条第1項) ・汚染土壌の区域外搬出変更届出 (法第16条第2項) ・汚染土壌の運搬の基準違反 (法第17条) ・汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった者 (法第18条第1項) ・汚染土壌の処理の他人への委託 (法第22条第7項) ・管理票を交付しなかった汚染土壌の搬出者 (法第20条第1項) ・管理票の写しの送付又は回付をしなかった運搬受託者 (法第20条第3項) ・管理票の写しの送付又は回付をしなかった処理受託者 (法第20条第4項) ・管理票の写しを保存しなかった管理票交付者 (法第20条第5項) ・管理票の写しを保存しなかった運搬受託者 (法第20条第7項) ・管理票の写しを保存しなかった処理受託者 (法第20条第8項) ・汚染土壌の運搬を受託していないのに虚偽の記載をした管理票の交付 (法第21条第1項) ・汚染土壌の処理を受託していないのに虚偽の記載をした管理票の交付 (法第21条第2項) ・運搬や処理が終了していないのに管理票を送付した運搬又は処理受託者 (法第21条第3項) 	
<p>法第67条 （次に該当する者は30万円以下の罰金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第1項の確認に係る土地の形質の変更届出 (法第12条第4項) ・汚染土壌処理施設に関する記録、閲覧違反 (法第22条第8項) ・指定支援法人の秘密保持義務違反 (法第50条) ・市の聴取に対する報告違反、立入検査の拒否等 (法第54条) 	
<p>法第69条 （次に該当する者は20万円以下の過料）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染除去等計画の実施措置の報告違反 (法第7条第9項) ・形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出 (法第12条第2項) ・非常災害時の形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出 (法第12条第3項) ・非常災害時の汚染土壌の区域外搬出届出 (法第16条第3項) ・管理票の送付、若しくは管理票に必要事項を記載せず、或いは虚偽の記載があったことの届出を行わなかった者、或いは虚偽の届出を行った者 (法第20条第6項) ・指定調査機関の業務の廃止の届出 (法第40条) 	

○ 行為者及び法人に対する両罰規定が適用されます

法第68条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第66条から法第68条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第10 報告及び検査（法第54条）

次表の土壤汚染状況調査に係る土地等については、報告の徴収、立入検査を行います。

区 分	対 象	備 考
(1) 土壤汚染状況調査に係る土地 (法54条1項)	土壤汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域・形質変更時要届出区域内の土地の所有者等、要措置区域・形質変更時要届出区域内の土地において汚染の除去等の措置を行う者等に対し、当該土地の状況等について報告を求め、当該土地に立ち入り、当該土地の状況等を検査	「土壤汚染状況調査に係る土地」とは、土壤汚染状況調査を行い、又は行った土地のほか、法第5条第1項に規定する土壤汚染状況調査の命令の対象となる可能性が高く、命令の対象となるかどうかを判断する必要性が高い土地
(2) 汚染土壤の搬出及び運搬 (法54条3項)	汚染土壤を搬出した者又はその運搬を行った者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況について報告を求め、これらの者の事務所、当該汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壤の運搬の用に供する自動車等に立ち入り、汚染土壤の状況や、帳簿、書類その他の物件を検査	「汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所」とは、汚染土壤の積替場所や保管場所等
(3) 汚染土壤の処理 (法54条4項)	汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所、汚染土壤処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査	「汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所」とは、汚染土壤処理施設に係る事業場以外の事務所であって、汚染土壤の処理の事業に関する業務を行う事務所